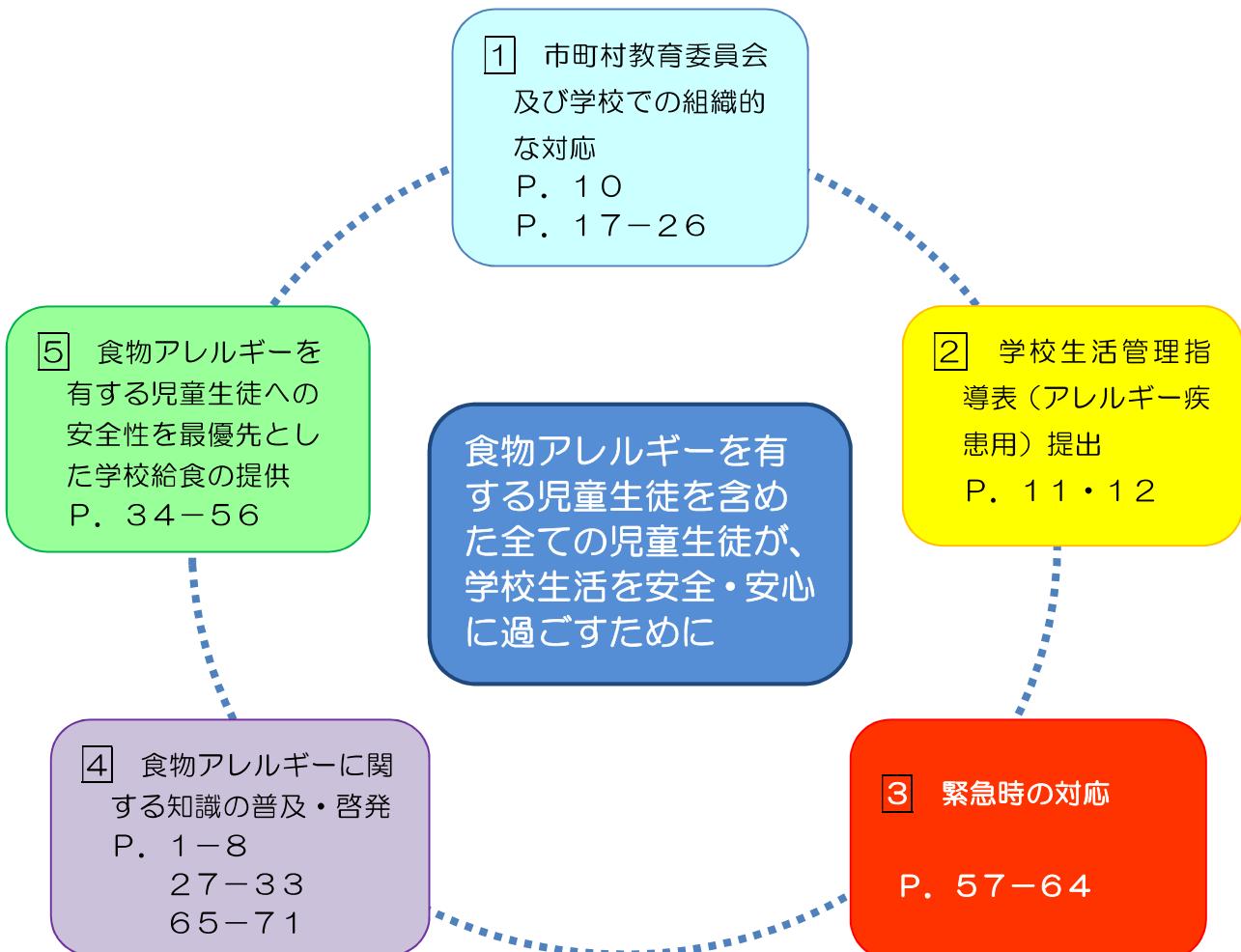


II 食物アレルギー対応の基本的な考え方

1 学校における食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒を含めた全ての児童生徒が、学校生活を安全・安心に過ごせるよう、次の5点を学校における食物アレルギー対応の基本とし、県教育委員会は市町村教育委員会及び学校に対して指導・支援を行います。

- 1 学校における食物アレルギー対応は、市町村教育委員会及び学校において組織的に行う。
- 2 児童生徒の食物アレルギーに対して、学校において管理を行う場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 3 緊急時の対応の体制づくり、研修及び医療・消防機関との連携を図る。
- 4 教職員、児童生徒及び保護者に対し、食物アレルギーに関する知識の普及・啓発を図る。
- 5 食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。



1 学校における食物アレルギー対応は、市町村教育委員会及び学校において組織的に行う。

Q.10

「市町村教育委員会」は何をすればよいのですか？

A.10

市町村教育委員会は次のことを行います。

- ① 食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置する。
- ② 市町村における食物アレルギー対応の基本方針を策定する。
- ③ 食物アレルギー対応に関するマニュアル等を作成する。
- ④ 医療機関及び消防機関と連携体制を作る。
- ⑤ 食物アレルギー対応に関する研修会の充実を図る。
- ⑥ 各学校の食物アレルギー対応の状況を把握し、必要な支援・指導を行う。
- ⑦ 献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を策定する。
- ⑧ 学校及び調理場の環境整備や人員配置などの支援を行う。
- ⑨ 食物アレルギーに関する全ての事故情報及びヒヤリハット事例を収集し、周知する。
- ⑩ 専門的な内容について相談できる体制を構築する。
- ⑪ 教育委員会や学校の管理下にない場所（保育所・学童保育等）との連携を図る。

P 17-20 参照

Q.11

「学校」は何をすればよいのですか？

A.11

学校は次のことを行います。

- ① 校内の食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置する。
- ② 県及び市町村教育委員会の基本方針に基づいて、食物アレルギー対応について各学校の具体的な方針を策定する。
- ③ 食物アレルギー対応マニュアルを作成する。
- ④ 緊急時の対応の体制を整備し、危機管理マニュアルに食物アレルギー対応を組み入れる。
- ⑤ 学校給食における食物アレルギー対応の環境を整える。
- ⑥ 食物アレルギーに関する児童生徒の実態を把握する。
- ⑦ 保護者と学校、学校間等の連携を密にする。
- ⑧ 全ての教職員を対象に研修を実施する。
- ⑨ 全ての事故・ヒヤリハット事例を市町村教育委員会へ報告する。

P 21-26 参照

2 児童生徒の食物アレルギー疾患に対して、学校において管理を行う場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。

Q.12

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」とは何ですか？

A.12

食物アレルギーを有する児童生徒への対応を行う際は、個々の児童生徒の症状等を正しく把握することが必要です。そこで、医師が診断の結果に基づいて、児童生徒のアレルギー疾患の情報を記入するための様式として作成されたものが、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」です。

なお、食物アレルギーを有する児童生徒への対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省監修・公益財団法人日本学校保健会発行）に基づいた対応が基本となります。

様式 P73・74 参照

Q.13

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は誰が提出するのですか？

A.13

医療機関を受診し、食物アレルギーがあると診断された児童生徒が、学校において管理を必要とする場合に、児童生徒についての食物アレルギーに関する情報を医師に記載してもらい、保護者を通じて学校へ提出します。

医療機関受診の費用は、子ども医療制度により、医療保険の自己負担額について市町村によって無料であったり、助成があったりしますが、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入には、医療文書料金（各医療機関が設定）が必要となります。

P76 参照

Q.14

学校において管理を必要とする場合とはどのような場合ですか？

A.14

次のような状況において、誤食を防止したり、体調の変化に応じた対応をしたりする必要があり、対応のための取組を行う場合を指します。

- ・エピペン®の所持
- ・学校給食（給食の時間）
- ・食品を扱う授業や活動
- ・体育・部活動等運動を伴う授業や活動
- ・校外活動（特に宿泊を伴う校外活動）



P27-29 参照

Q.15

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は毎年提出するのですか？

A.15

症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年1回提出します。ただし、大きな症状の変化があった場合は、その際にも提出が必要となる場合があります。なお、市町村教育委員会の食物アレルギー対応に関する委員会等で、個別の対応（毎年提出を求めるなど）において条件を定め、提出頻度の変更を検討・実施することもあります。

【条件（例）】

学校給食で原因食品の提供が無く、学校生活全般においても摂取等の可能性が低い場合で、成長に伴う変化が見込めない食物アレルギーであるなど医師の診断があること。

Q.16

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出はいつから必須となったのですか？

A.16

平成24年12月に、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が起きました。

これを受けた調査研究の報告書を踏まえ、文部科学省の平成26年3月26日付け「今後の学校給食における食物アレルギー対応について（通知）」で、学校での管理を求めるアレルギーの児童生徒に対しては提出を必須とすることとなりました。本県ではこの手引で、「学校において管理を行う場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする」ことを、基本方針に明記しました。

P9、34、94-97 参照

Q.17

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に記載された事項はどのように活用されるのですか？

A.17

食物アレルギー対応は、医師の診断と指導に基づいて行います。医師により記載される「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、原因食品ごとに診断根拠が示されるとともに、食物アレルギー病型及びアナフィラキシー病型の情報が提供されますので、児童生徒の食物アレルギーの状況を把握し、日常の取組及び緊急時の対応に役立てます。

学校生活上の留意点は、「保護者と相談し決定」にチェックがつくことが多くありますが、その意味は、保護者からの家庭での除去状況等や、児童生徒の状態についての情報と、学校や調理場の施設や人員の状況とを面談等で相談し、食物アレルギー対応個別の取組プラン（案）を作成することです。「学校生活上の留意点」の「E. その他の配慮・管理事項」は、児童生徒の状況が記載されます。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は医師の指示書ではありません。

3 緊急時の対応の体制づくり、研修及び医療・消防機関との連携を図る。

Q.18

学校に食物アレルギーを有する児童生徒がいない場合でも、緊急時の対応の体制づくり等は必要ですか？

A.18

食物アレルギーは学校で初めて発症することもあるので、食物アレルギーを有する児童生徒のいない学校においても必要です。

また、食物アレルギーを有する児童生徒が転入してくることも考えられます。

食物アレルギーは、いつどこで発症するかわからないことから、食物アレルギー対応を特定の担当者のみに任せることではなく、全ての教職員を対象に緊急時に適切な対応が実施できる体制をつくります。

P 59-64 参照

Q.19

教職員の研修は毎年行う必要がありますか？

A.19

児童生徒の状態は毎年変化があります。また、教職員の異動や医療機関等の状況が変わる場合もありますので、最新の「緊急時個別対応マニュアル」に基づいた研修が必要です。

状況に変化がない場合であっても、自校や他校での事故報告・ヒヤリハット事例等をもとに緊急時の対応を見直します。

P 65-69・105-109 参照

Q.20

研修を効果的に行うにはどんな方法がありますか？

A.20

全ての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシー等に関する正しい知識をもつとともに、エピペン®を正しく扱えるようにするために、シミュレーションを取り入れるなど実践的な研修を定期的に実施することが効果的です。

P 65-69 参照

Q.21

医療・消防機関との連携の目的は何ですか？

A.21

医療機関との連携は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の適切な運用など国及び県の基本方針に基づいた食物アレルギー対応の実施において、専門的な指導・助言を得て対応を行うためです。

消防機関との連携は、緊急時の対応の整備や実施において、専門的な指導・助言を得て対応を行うためです。

P 18・20・22 参照

4 教職員、児童生徒及び保護者に対し、食物アレルギーに関する知識の普及・啓発を図る。

Q .22

食物アレルギーとは何ですか？

A .22

原因食品を食べた後にアレルギーの仕組みによって、皮膚や呼吸器、消化器、あるいは全身に症状が引き起こされる現象をいいます。

食物アレルギーと間違えやすい症状としては、体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす乳糖不耐症、とろろ芋で口のまわりがかゆくなるなどの食品に含まれる化学物質が原因で起こる反応（仮性アレルゲン）や、食品に含まれる毒素等による反応（食中毒）などがあります。

P 1-8 参照

Q .23

食物アレルギーの知識が必要なのはどうしてですか？

A .23

食物アレルギーの症状や、症状が現れた際の適切な対応方法を知ることは、児童生徒の命を守るために必要なことです。

食物アレルギーを起こす食品についての知識は、食物アレルギーを有する児童生徒が誤食などにより食物アレルギーを発症しないために大切です。

また、食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒と異なる食事をすることなどへの理解につながり、食物アレルギーを有する児童生徒が、安心して学校生活を送ることができます。

P 18・30・100-103・110-111 参照

Q .24

食物アレルギーを有する児童生徒はどれくらいいるのですか？

A .24

県の食物アレルギーに関する調査結果（平成27年5月1日現在）では、小学生で5.6%、中学生で5.5%（学校給食での対応が必要な小学生2.4%、中学生3.2%）です。

P 112 参照

5 食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

Q.25

安全性を最優先するための課題は何ですか？

A.25

一つは、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が未提出のまま、学校給食において食物アレルギー対応が行われている現状があります。

一般的には、乳幼児期に食物アレルギーを発症する子どもの約90%は、6歳までに除去食の解除ができることが知られています。しかしながら、食物アレルギーの診断・管理方法が十分に普及していないために、不必要的食事制限が行われているケースも見られます。

医師の診断に基づかない不必要的食物アレルギー対応は、児童生徒の成長の妨げになるとともに、学校給食にかかる限られた人員、施設設備を、真に対応が必要な児童生徒への食物アレルギー対応に、集中させることができないため、安全性を確保するための課題となっています。

また、食物アレルギー対応の基本方針の策定を始め、児童生徒の食物アレルギーの実態に応じた食物アレルギー対応給食を提供するための施設設備や人員等について組織的に検討する市町村の体制づくりや、各学校における食物アレルギー対応の組織的な取組においても課題であります。

P12、105-109、112・113 参照

Q.26

食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供するためにはどんなことに取り組むとよいですか？

A.26

食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、学校給食が原因となる食物アレルギーを発症させないことを前提とした学校給食の調理や提供及び給食の時間を考えた施設設備や人員配置の在り方について検討し、方針をたてて取り組みます。

また、献立作成においては、特に重篤な症状を発症する者が多かったり、発症例が多かったりする原因食品について使用の頻度や方法、1回の給食における原因食品の使用方法などを検討して、食物アレルギー対応の基本方針を作成します。この基本方針は、献立作成委員会や食品選定のための委員会に周知します。

P34・44-46 参照